

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

◇ 令和6年1月～3月 裁決事例

Q : 令和6年の1月から3月の裁決事例が公表されたとか。どんな内容でしたか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

先ごろ、国税不服審判所から令和6年1月分から3月分の裁決事例が公表されました。

国税通則関係が3件、所得税法関係が1件、法人税法関係が2件、相続税法関係が2件、国税徴収法関係が2件の10件です。

主なものには、次のものがありました。

【法人税法関係】

この事例は、請求人が受領した死亡保険金について、原処分庁が、被保険者の死亡日の属する事業年度の益金の額に算入すべきであるとして法人税等の更正処分等をしたのに対し、請求人が、当該死亡保険金は保険会社からの支払通知日の属する事業年度の益金の額に算入すべきであるなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案です。

審判所は、死因が「病死又は自然死」と診断され、保険契約上の支払事由が生じ、免責事由の該当しないと見込まれる場合に、死亡日に収益計上する会計処理も法人税法上正当なものとして是認され得る。しかしながら、支払通知日の属する事業年度に収益計上した請求人の会計処理も、取引の経済的実態からみて合理的な収益計上の基準に則したものと認められ、法人税法上も正当なものとして是認すべきであるとして、原処分庁の主張を退けました。

